

ソフィア会会則の一部改定

改定
理由

- 1.2011年に看護学科が設置されて4年が経過し、学部・学科同窓会として聖母看護学科同窓会が設立されている現状においては、聖母大学同窓会員及び同大学卒業生の会員資格について経過規定が不要となったため。
- 2.代議員の人数を全国代議員会規程で定めることとしたため。

現行会則

第5条（会員の構成）

③2011年5月21日現在の聖母大学同窓会員のうち、本会への入会を希望する者および同日現在聖母大学に在籍する者で、同大学を卒業する時点で本会への入会を希望する者。ただし、現在の同大学在籍者が全て卒業した時点で、本規定は効力を失う。

第7条（役員等の構成）

本会に次の役員と監事を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 5名以上10名以内
- ③ 監事 2名以上3名以内
- ④ 代議員 人数は細則による
- ⑤ 常任委員 15名以上20名以内
- ⑥ 専門委員 人数は細則による

改定案

第5条（会員の構成）

③2011年5月21日現在の聖母大学同窓会員のうち、本会への入会を希望する者および同日現在聖母大学に在籍する者で、同大学を卒業する時点で本会への入会を希望する者。~~た~~~~だ~~~~し~~~~、~~~~現~~~~在~~~~の~~~~同~~~~大~~~~学~~~~在~~~~籍~~~~者~~~~が~~~~全~~~~て~~~~卒~~~~業~~~~し~~~~た~~~~時~~~~点~~~~で~~~~、~~~~本~~~~規~~~~定~~~~は~~~~効~~~~力~~~~を~~~~失~~~~う~~。

第7条（役員等の構成）

本会に次の役員と監事を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 5名以上10名以内
- ③ 監事 2名以上3名以内
- ④ 代議員 **人数は全国代議員会規程に定める**
- ⑤ 常任委員 15名以上20名以内
- ⑥ 専門委員 人数は細則による

※ 本文中、太字ゴシック体または罫線で消してある箇所が改定された条文